

第1号議案

あっせん・調停手続に関する規程の変更について

(案)

あっせん・調停手続の明確化のため、別紙のとおり、あっせん・調停手続に関する規程を変更する。

施行日：平成29年4月1日

以上

【添付資料】

別紙：あっせん・調停手続に関する規程 新旧対照表

電力広域的運営推進機関あっせん・調停手続に関する規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後 (変更点に <u>下線</u>)
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の業務規程第186条に基づき、送配電等業務(第2条第2号に定める。)に関する電気供給事業者(第2条第3号に定める。)間の紛争を解決するため、本機関が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号、以下「ADR法」という。)に基づく和解の仲介(あっせん・調停)の業務を行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第4条 (略)</p> <p>(あっせん・調停手続の代理人)</p> <p>第5条 当事者は、次の各号に定める者をあっせん・調停手続の代理人とすることができる。</p> <p>一 弁護士</p> <p>二 裁判所法(昭和22年法律第59号)第33条第1項に定める額を超えない範囲においては認定司法書士(司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項に規定する司法書士をいう。)</p> <p>2 当事者は、代理人を選任したときは、様式第1「代理人選任届」を紛争解決対応室に提出しなければならない。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(あっせん・調停手続の場所及び時間)</p> <p>第7条 あっせん・調停手続は、<u>原則として</u>、本機関の事務所におい</p>	<p>2 当事者は、代理人を選任したときは、様式第1「代理人選任届」を紛争解決対応室<u>長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(あっせん・調停手続の場所及び時間)</p> <p>第7条 あっせん・調停手続は、本機関の事務所において、本機関の</p>

て、本機関の営業時間内に行う。

第8条 (略)

第2章 パネル候補者 (パネル候補者)

第9条 本機関は、理事会の決議により、法学、経済学、電気工学その他の学識経験者として6名以上、弁護士として2名以上、合計8名以上のパネル候補者を選任する。

2 パネル候補者の任期は、任命の日から1年とし、再任することができる。但し、パネル候補者に欠員が生じたために任命されたパネル候補者の任期は、前任のパネル候補者の任期の残任期間とする。

3から4 (略)

第10条から第12条 (略)

第3章 あっせん・調停手続 (あっせん・調停手続の申請)

第13条 あっせん・調停手続の申請は、様式第2「あっせん・調停手続申請書」(以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、紛争解決対応室に提出することにより行う。この場合において、あっせん・調停手続の申請は、複数の申請当事者で行うことができ、又は、複数の相手方当事者に対して行うことができる。

2 紛争解決対応室は、当事者が電気供給事業者であること、及び、申請書に形式的な不備がないことを確認し、申請書に形式的な不備があると認めるときは、申請当事者に対し、その補正を求める。

3 前項に定める補正は、申請当事者に対し、補正期限を定め、補正を求める理由を明らかにしてしなければならない。この場合にお

営業時間内に行う。但し、パネル実施者と当事者の調整により期日の開催が必要なときは、営業時間外にこれを行うことができる。

2 パネル候補者の任期は、任命の日から2年とし、再任することができる。但し、パネル候補者に欠員が生じたために任命されたパネル候補者の任期は、前任のパネル候補者の任期の残任期間とする。

2 紛争解決対応室長は、当事者が電気供給事業者であること、及び、申請書に形式的な不備がないことを確認し、受領する。紛争解決対応室長は、申請書に形式的な不備があると認めるときは、申請当事者に対し、その補正を求める。

3 前項に定める補正は、申請当事者に対し、補正期限を定め、補正を求める理由を明らかにしてしなければならない。この場合にお

電力広域的運営推進機関

ける補正期限は、原則として、補正を求めた日から7日後とする。但し、正当な理由があると認める場合は、7日を超えた日を補正期限とすることができる。

- 4 紛争解決対応室は、当事者が電気供給事業者であることを確認できなかったとき又は申請当事者が前項の補正期限内に申請書の補正をしないときは、当該申請を受領しない。
- 5 紛争解決対応室が、あっせん・調停手続の申請を受領しない場合は、理事会にその旨を報告し、申請当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(あっせん・調停手続の申請の受理)

第14条 本機関は、あっせん・調停手続の申請書を受領した場合は、理事会の決議によって、あっせん・調停手続の申請を受理する。

- 2 本機関が、あっせん・調停手続の申請の受理又は不受理を決定した場合は、紛争解決対応室は、当事者又は申請当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(相手方当事者の応諾)

第15条 前条第2項に基づきあっせん・調停手続を受理した場合には、紛争解決対応室は、相手方当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、回答期限を定めて、あっせん・調停手続の実施に応諾するか否かを確認する。

- 2 相手方当事者は、紛争解決対応室が定める回答期限内に、様式第3「回答書」を提出することによって、本機関に対し、あっせん・調停手続の実施に応諾するか否かを回答する。
- 3 相手方当事者からあっせん・調停手続の実施を応諾する旨の回答

る補正期限は、補正を求めた日から7日後とする。但し、紛争解決対応室長が、正当な理由があると認めるときは、7日を超えた日を補正期限とすることができる。

- 4 紛争解決対応室長は、当事者が電気供給事業者であることを確認できなかったとき又は申請当事者が前項の補正期限内に申請書の補正をしないときは、当該申請を受領しない。
- 5 紛争解決対応室長が、あっせん・調停手続の申請を受領しない場合は、理事会にその旨を報告し、申請当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(あっせん・調停手続の申請の受理)

第14条 本機関は、あっせん・調停手続の申請書を受領した場合は、理事会の決議によって、あっせん・調停手続の申請を受理する。

2 前項の決議によりあっせん・調停手続の受理をした日をあっせん・調停手続の開始日とする。

- ~~2~~3 本機関が、あっせん・調停手続の申請の受理又は不受理を決定した場合は、紛争解決対応室長は、当事者又は申請当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(相手方当事者の応諾)

第15条 前条第2項に基づきあっせん・調停手続を受理した場合には、紛争解決対応室長は、相手方当事者に対し、速やかに申請書の写しを送付してその旨を通知するとともに、回答期限を定めて、あっせん・調停手続の実施に応諾するか否かを確認する。

2 前項に定める回答期限は、原則として、受理を通知した日から14日後とする。

- ~~2~~3 相手方当事者は、紛争解決対応室長が定める回答期限内に、様式第3「回答書」を提出することによって、本機関に対し、あっせん・調停手続の実施に応諾するか否かを回答する。
- ~~3~~4 相手方当事者からあっせん・調停手続の実施を応諾する旨の回

電力広域的運営推進機関

があった場合は、紛争解決対応室は、申請当事者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

(条を新設し移動)

4 相手方当事者から、あっせん・調停手続の実施を応諾しない旨の回答があった場合又は第1項の回答期限内に回答がない場合には、紛争解決対応室は、あっせん・調停手続を開始しない旨を理事会に報告する。この場合において、紛争解決対応室は、申請当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(当事者への説明)

第16条 相手方当事者からあっせん・調停手続の実施を応諾する旨の回答があった場合は、紛争解決対応室は、次条に定める確認書の締結に先立ち、当事者に対し、次の各号に定める事項を記載した文書を提供して説明しなければならない。

一から七 (略)

(あっせん・調停手続契約の締結)

第17条 本機関と申請当事者・相手方当事者は、相手方当事者があっせん・調停手続の実施を応諾した場合は、あっせん・調停手続を実施する契約を締結し、様式第4「実施確認書」(以下「確認書」という。)を作成する。

(パネル実施者の選任)

第18条 確認書の締結後、事務局長は、パネル候補者の中からパネル実施者を選任する。

2から4 (略)

5 第1項に基づきパネル実施者を選任した場合、第3項に基づき助

答があった場合は、紛争解決対応室長は、申請当事者に対し、遅滞なくその旨を通知する。

第15条の2 (相手方当事者の不応諾によるあっせん・調停手続の終了)

相手方当事者から、あっせん・調停手続の実施を応諾しない旨の回答があった場合又は前条第1項の回答期限内に回答がない場合は、あっせん・調停手続を終了する。この場合において、紛争解決対応室長は、申請当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

2 紛争解決対応室長は、前項によるあっせん・調停手続の終了を理事会に報告する。

(当事者への説明)

第16条 相手方当事者からあっせん・調停手続の実施を応諾する旨の回答があった場合は、紛争解決対応室長は、次条に定める確認書の締結に先立ち、当事者に対し、次の各号に定める事項を記載した文書を提供して説明しなければならない。

(あっせん・調停手続契約の締結)

第17条 当事者は、相手方当事者があっせん・調停手続の実施を応諾した場合は、様式第4「実施確認書」(以下「確認書」という。)及び誓約書を、本機関に提出しなければならない。

5 第1項に基づきパネル実施者を選任した場合、第3項に基づき助

言担当弁護士を選任した場合、及び第4項に基づきパネル候補者を紛争解決パネルに追加した場合には、紛争解決対応室は、当事者及びパネル実施者若しくはパネル候補者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(パネル実施者の除斥)

第19条 前条に基づきパネル実施者を選任する場合には、次の各号に定める事由が認められるパネル候補者をパネル実施者として選任することができない。

一から六 (略)

- 2 紛争解決対応室は、第18条に定めるパネル実施者の選任に先立ち、パネル候補者に対し、文書その他の適切な方法によって、パネル候補者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認する。
- 3 パネル候補者が前条に基づきパネル実施者に選任された後、第1項各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあることが判明した場合には、遅滞なく紛争解決対応室にその旨を通知しなければならない。この場合において、パネル実施者が第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事務局長は、当該パネル実施者を解任し、前条に準じ新たなパネル実施者を選任する。
- 4 紛争解決対応室は、前項に基づくパネル実施者の解任及び新たなパネル実施者の選任をしたときは、当事者及び当該パネル実施者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(パネル実施者の忌避)

第20条 当事者は、パネル実施者が当該手続の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合、当該パネル実施者の忌避を申請することができる。

- 2 忌避の申請をしようとする者は、様式第5「忌避申請書」を紛争解決対応室に提出しなければならない。
- 3 前項に基づく忌避の申請があった場合、事務局長は、忌避事由の有無を判断する。

言担当弁護士を選任した場合、及び第4項に基づきパネル候補者を紛争解決パネルに追加した場合には、紛争解決対応室長は、当事者及びパネル実施者若しくはパネル候補者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

- 2 紛争解決対応室長は、第18条に定めるパネル実施者の選任に先立ち、パネル候補者に対し、文書その他の適切な方法によって、パネル候補者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認する。
- 3 パネル候補者が前条に基づきパネル実施者に選任された後、第1項各号のいずれかに該当する又は該当するおそれがあることが判明した場合には、遅滞なく紛争解決対応室長にその旨を通知しなければならない。この場合において、パネル実施者が第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事務局長は、当該パネル実施者を解任し、前条に準じ新たなパネル実施者を選任する。
- 4 紛争解決対応室長は、前項に基づくパネル実施者の解任及び新たなパネル実施者の選任をしたときは、当事者及び当該パネル実施者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

- 2 忌避の申請をしようとする者は、様式第5「忌避申請書」を紛争解決対応室長に提出しなければならない。
- 3 前項に基づく忌避の申請があった場合、事務局長は、忌避事由の有無を判断する。

電力広域的運営推進機関

- 4 前項により、忌避事由がないと認められた場合には、紛争解決対応室は、当事者及び当該パネル実施者に対し、その旨を通知する。
- 5 第3項により、忌避事由があると認められた場合には、事務局長は当該パネル実施者を解任し、第18条に準じ新たなパネル実施者を選任する。この場合において、紛争解決対応室は、当事者及び当該パネル実施者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(パネル実施者の辞任)

第21条 パネル実施者は、やむを得ない理由がある場合には、紛争解決対応室に届け出ることにより、パネル実施者を辞任することができる。

第22条 (略)

(あっせん・調停手続の開始)

第23条 あっせん・調停手続は、確認書を締結したときに開始する。

(申請内容の変更)

第24条 申請当事者は、あっせん・調停手続が開始した後であっても、相手方当事者の承諾を得た上で、申請内容の変更を申請することができる。

- 2 前項に基づき申請内容の変更を申請する場合には、申請当事者は、様式第6-1「変更申請書」に必要事項を記入の上、相手方当事者が記入した様式第6-2「変更承諾書」を添付して、紛争解決対応室に提出しなければならない。

(手続の併合又は分離)

第25条 紛争解決パネルは、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせん・調停手続を併合し、又は分離することができる。

- 4 前項により、忌避事由がないと認められた場合には、紛争解決対応室長は、当事者及び当該パネル実施者に対し、その旨を通知する。
- 5 第3項により、忌避事由があると認められた場合には、事務局長は当該パネル実施者を解任し、第18条に準じ新たなパネル実施者を選任する。この場合において、紛争解決対応室長は、当事者及び当該パネル実施者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

(パネル実施者の辞任)

第21条 パネル実施者は、やむを得ない理由がある場合には、紛争解決対応室長に届け出ることにより、パネル実施者を辞任することができる。

(紛争解決対応室長による資料の提出等の依頼)

第23条 紛争解決対応室長は、あっせん・調停手続に必要な資料の提出等を当事者に依頼することができる。

- 2 前項に基づき申請内容の変更を申請する場合には、申請当事者は、様式第6-1「変更申請書」に必要事項を記入の上、相手方当事者が記入した様式第6-2「変更承諾書」を添付して、紛争解決対応室長に提出しなければならない。

電力広域的運営推進機関

2 前項に基づきあつせん・調停手続を併合又は分離した場合には、紛争解決対応室は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

第26条 (略)

(あつせん・調停手続)

第27条 あつせん・調停手続は、各当事者の同意がある場合を除き、非公開とする。

2 あつせん・調停手続の期日は、紛争解決パネルが当事者の意見を聞いた上で決定し、紛争解決対応室が、当事者に通知する。

3から7 (略)

第28条から第29条 (略)

(他のパネル候補者に対する意見及び助言の要請)

第30条 あつせん・調停手続において専門的な知見等を必要とする場合には、紛争解決パネルは、他のパネル候補者に意見又は助言を求めることができる。この場合においては、紛争解決パネルが、意見又は助言を求めるパネル候補者を選任し、紛争解決対応室が、当事者及び当該パネル候補者にその旨を通知する。

2から3 (略)

(調停案の策定の依頼)

第31条 パネル実施者のあつせんによっては和解の成立が見込まれない場合において、当事者は、双方からの書面の提出により、紛争解決パネルに、最終的な和解案（以下「調停案」という。）の策定を依頼することができる。

第32条 (略)

2 前項に基づきあつせん・調停手続を併合又は分離した場合には、紛争解決対応室長は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

2 あつせん・調停手続の期日は、紛争解決パネルが当事者の意見を聞いた上で決定し、紛争解決対応室長が、当事者に通知する。

(他のパネル候補者に対する意見及び助言の要請)

第30条 あつせん・調停手続において専門的な知見等を必要とする場合には、紛争解決パネルは、他のパネル候補者に意見又は助言を求めることができる。この場合においては、紛争解決パネルが、意見又は助言を求めるパネル候補者を選任し、紛争解決対応室長が、当事者及び当該パネル候補者にその旨を通知する。

(調停案の策定の依頼)

第31条 パネル実施者のあつせんによっては和解の成立が見込まれない場合又は当事者が希望する場合において、当事者は、双方からの書面の提出により、紛争解決パネルに、最終的な和解案（以下「調停案」という。）の策定を依頼することができる。

(和解の成立)

第33条 紛争解決パネルは、あっせん・調停手続において、当事者間で和解が成立した場合（調停案を受け入れた場合を含む。）には、全当事者数に1部を加えた部数の和解合意書を作成する。

2 当事者は、前項に基づき作成された和解合意書に署名又は記名押印をしなければならない。

3 紛争解決対応室は、全ての当事者に和解合意書各1部を配達証明郵便によって送付し、1部を手続実施記録の一部として保管する。

4 あっせん・調停手続は、当事者が和解合意書を受領した日を以て終了する。

(当事者の申請によるあっせん・調停手続の終了)

第34条 当事者は、様式第7「手続終了申請書」を紛争解決パネルに提出し、あっせん・調停手続の終了を申請することができる。

2 前項にかかわらず、当事者は、あっせん・調停手続の期日において、紛争解決パネルに対し、口頭であっせん・調停手続の終了を申請することによって、手続終了申請書の提出に代えることができる。

3 前2項の申請により、紛争解決パネルはあっせん・調停手続を終了する。この場合において、紛争解決対応室は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

4 (新設)

(紛争解決パネルによるあっせん・調停手続の終了)

第35条 紛争解決パネルは、次の各号のいずれかに該当する場合には、あっせん・調停手続を終了することができる。この場合において、紛争解決対応室は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を速やかに通知する。

一から五 (略)

(和解の成立)

第33条 紛争解決パネルは、あっせん・調停手続において、当事者間で和解が成立した場合（調停案を受け入れた場合を含む。）には、全当事者数に1部を加えた部数の和解合意書を締結する。

2 当事者は、前項に基づき締結された和解合意書に署名又は記名押印をしなければならない。

3 紛争解決対応室長は、全ての当事者に和解合意書各1部を配達証明郵便によって送付し、1部を手続実施記録の一部として保管する。

4 第1項によりあっせん・調停手続を終了する場合は、当事者が和解合意書を締結した日を終了日とする。

3 前2項の申請により、紛争解決パネルはあっせん・調停手続を終了する。この場合において、紛争解決対応室長は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

4 第1項又は第2項によりあっせん・調停手続を終了する場合は、当事者から申請のあった日を終了日とする。

(紛争解決パネルによるあっせん・調停手続の終了)

第35条 紛争解決パネルは、次の各号のいずれかに該当する場合には、あっせん・調停手続を終了することができる。この場合において、紛争解決対応室長は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を速やかに通知する。

2 (新設)

(和解の不成立によるあっせん・調停手続の終了)

第36条 当事者間で和解が成立しなかった場合(当事者の一方又は双方が調停案を受け入れなかった場合を含む)、紛争解決パネルはあっせん・調停手続を終了する。この場合において、紛争解決対応室は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

第37条 (略)

第4章 公表

(公表)

第38条 あっせん・調停手続が終了したときは、紛争解決対応室は、次の各項に定める事項を理事会に報告し、その報告後速やかに本機関のウェブサイトにおいて公表する。

- 一 あっせん・調停手続の結果(あっせん・調停手続の終了の理由)
- 二 あっせん・調停手続の申請の受付年月日
- 三 あっせん・調停手続の終了年月日

2から3 (略)

第39条から第41条 (略)

(手数料の納付等)

第42条 紛争解決対応室は、確認書の締結後速やかに、当事者に対して申請手数料及びこれに係る消費税等(以下「申請手数料等」という。)の納付期日及び振込先を通知する。当事者は、当該通知に基づき、申請手数料等を納付しなければならない。

2 (略)

3 当事者が紛争解決パネルに調停案の策定を申請した場合、紛争解決対応室は、当事者に対して、調停手数料及びこれに係る消費税等

2 前項によりあっせん・調停手続を終了する場合は、通知の日を終了日とする。

(和解の不成立によるあっせん・調停手続の終了)

第36条 当事者間で和解が成立しなかった場合(当事者の一方又は双方が調停案を受け入れなかった場合を含む)、紛争解決パネルはあっせん・調停手続を終了する。この場合において、紛争解決対応室長は、当事者に対し、配達証明郵便によって、その旨を通知する。

第38条 あっせん・調停手続が終了したときは、紛争解決対応室長は、次の各項に定める事項を理事会に報告し、その報告後速やかに本機関のウェブサイトにおいて公表する。

- 一 あっせん・調停手続の結果(あっせん・調停手続の終了の理由)
- 二 あっせん・調停手続の申請の開始日
- 三 あっせん・調停手続の終了日

(手数料の納付等)

第42条 紛争解決対応室長は、確認書の締結後速やかに、当事者に対して申請手数料及びこれに係る消費税等(以下「申請手数料等」という。)の納付期日及び振込先を通知する。当事者は、当該通知に基づき、申請手数料等を納付しなければならない。

3 当事者が紛争解決パネルに調停案の策定を申請した場合、紛争解決対応室長は、当事者に対して、調停手数料及びこれに係る消費税

(以下「調停手数料等」という。)の納付期日及び振込先を通知する。当事者は、当該通知に基づき、調停手数料等を納付しなければならない。

4から5 (略)

第43条 (略)

(手続実施記録の作成及び保管)

第44条 紛争解決パネルは、あっせん・調停手続毎に、次の事項を記録した手続実施記録(電磁的記録を含む)を作成し、本機関は、当該手続が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から10年間保管する。

- 一 あっせん・調停手続を実施する契約を締結した年月日
- 二 当事者及び代理人の氏名又は名称
- 三 パネル実施者の氏名
- 四 あっせん・調停手続の実施の経緯
- 五 終了の理由及びその年月日を含むあっせん・調停手続の結果
- 六 あっせん・調停手続において申請がされた年月日及び当該申請の内容
- 七 あっせん・調停手続の結果が和解である場合は、その和解の内容

2 前項にかかわらず、紛争解決パネルは、手続を円滑に進める上で適当と認めるときは、紛争解決対応室に手続実施記録の作成を指示することができる。

3 (略)

4 紛争解決対応室は、第33条に基づき作成された和解合意書及び当事者から提出された資料を手続実施記録の一部として管理する。

5 (略)

第45条から第46条

等(以下「調停手数料等」という。)の納付期日及び振込先を通知する。当事者は、当該通知に基づき、調停手数料等を納付しなければならない。

2 前項にかかわらず、紛争解決パネルは、手続を円滑に進める上で適当と認めるときは、紛争解決対応室長に手続実施記録の作成を指示することができる。

4 紛争解決対応室長は、第33条に基づき作成された和解合意書及び当事者から提出された資料を手続実施記録の一部として管理する。

第8章 苦情の受付

(苦情の受付)

第47条 紛争解決対応室は、文書、電子メール又は電話等の方法によって、あっせん・調停手続の業務に関する苦情を受け付ける。

2 (略)

3 紛争解決対応室は、前2項に基づき受けた苦情に対し、調査、検討を行い、その内容に応じて、文書、電子メール又は電話等の方法により、回答その他の必要な措置を講じる。但し、本機関の業務に重大な影響が生じるおそれがある場合に、理事会が必要と認めるときは、理事会は、回答その他必要な措置を決定する。

4 (略)

附則(平成27年4月1日)

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

但し、本機関が、ADR法第5条に定める民間紛争解決手続の業務の認証を取得するまでの間に、あっせん・調停手続契約を締結した場合には、申請手数料等及び調停手数料等に関する条文は適用されない。

附則(平成27年6月3日)

本規程は、平成27年6月3日から施行する。

但し、本機関が、ADR法第5条に定める民間紛争解決手続の業務の認証を取得するまでの間に、あっせん・調停手続契約を締結した場合には、申請手数等及び調停手数料等に関する条文は適用されない。

附則(平成28年3月29日)

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

(新設)

(苦情の受付)

第47条 紛争解決対応室長は、文書、電子メール又は電話等の方法によって、あっせん・調停手続の業務に関する苦情を受け付ける。

3 紛争解決対応室長は、前2項に基づき受けた苦情に対し、調査、検討を行い、その内容に応じて、文書、電子メール又は電話等の方法により、回答その他の必要な措置を講じる。但し、本機関の業務に重大な影響が生じるおそれがある場合に、理事会が必要と認めるときは、理事会は、回答その他必要な措置を決定する。

附則(平成29年3月 日)

本規程は、平成29年4月1日から施行する。